

名称	規模	金額（円）			
		住宅 非住宅	住宅 （誘導仕様基準）	適合証 による申請	
低炭素建築物新築等計画認定	一戸建ての住宅	37,300	20,100	6,000	
	共同住宅等	1戸	37,300	20,100	6,000
		2戸以上5戸以下	74,300	36,200	11,000
		6戸以上10戸以下	104,000	50,700	18,100
		11戸以上25戸以下	146,000	71,400	29,500
		26戸以上50戸以下	209,000	106,000	48,700
		51戸以上100戸以下	300,000	158,000	86,400
		101戸以上200戸以下	406,000	225,000	136,000
		201戸以上300戸以下	532,000	291,000	172,000
		301戸以上	624,000	330,000	183,000
	共同住宅等の共用部分	300㎡以内	117,000	/	11,000
		300㎡を超え2,000㎡以内	192,000		29,500
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	299,000		86,400
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	384,000		136,000
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	458,000		172,000
		25,000㎡を超えるもの	534,000		214,000
	非住宅	300㎡以内	257,000	/	11,000
		300㎡を超え2,000㎡以内	409,000		29,500
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	582,000		86,400
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	714,000		136,000
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	841,000		172,000
		25,000㎡を超えるもの	960,000		214,000
	複合建築物	住宅部分について算定した額と非住宅部分について算定した額との合計額			

◇ 住宅部分、共同住宅の共用部分が混在する建築物については、それぞれの区分により算定した金額の合計とする。

◇ 法第54条第2項により建築確認審査の申出を行う場合には、当該建築物が確認申請を行おうとする際に必要な手数料を加算する。

◇ 法第55条第1項における計画変更申請を行う場合、当該建築物が認定申請に要する手数料の1/2の額とする。（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）